

「第3期横浜市障害者プラン改訂版」原案について

趣旨

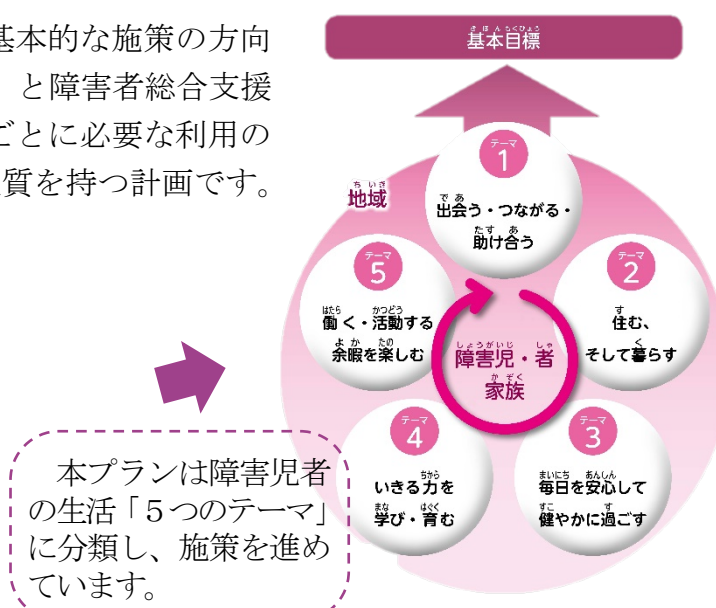
本市では、平成27年度から平成32年度までを計画期間とする「第3期横浜市障害者プラン」を策定し、「自己選択・自己決定のもと住み慣れた地域で、安心して、学び・育ち・暮らしていくことができるまち、ヨコハマを目指す」を基本目標に掲げ、障害福祉施策を進めています。この度3年が経過するため、市民意見募集等を経て中間見直しを行い、「第3期横浜市障害者プラン改訂版」原案を作成しました。

1 障害者プランの構成

本プランは、障害者基本法に基づき本市における障害者に関する基本的な施策の方向性及びその実現のために必要な個別の事業等を定める「障害者計画」と障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき円滑にサービス提供が進むようサービスごとに必要な利用の見込み量等を定める「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の二つの性質を持つ計画です。

○ 障害者プランの構成図

第3期障害者プラン		該当法定計画
H27年度～H29年度	H30年度～H32年度	
施策の方向性		障害者計画
個別事業		
サービス利用の見込み量	サービス利用の見込み量	障害福祉計画
	うち、障害児の見込み量	障害児福祉計画 (H30年度～)



本プランは障害児者の生活「5つのテーマ」に分類し、施策を進めています。

【参考】横浜市障害者手帳等の推移

本市人口における障害者手帳所持者数の割合は、平成25年の「3.89%」から平成29年の「4.28%」へと0.39ポイント上昇しています。今後もこの割合は増加する見込みです。

	H25	H27	H29
横浜市人口	3,693,788人	3,712,170人	3,728,124人
手帳所持者数	143,657人	152,852人	159,563人
割合	3.89%	4.12%	4.28%
身体障害者手帳	96,114人	99,120人	99,356人
愛の手帳(療育手帳)	23,005人	25,447人	27,958人
精神障害者保健福祉手帳	24,538人	28,285人	32,249人

(3月末時点。ただし「横浜市人口」のみ4月1日時点)

2 「中間見直し詳細版」から、新たにプランに反映した取組(抜粋)

右表は、平成30年度予算等で明確になった内容や、昨年9月の市民意見募集でお示した「中間見直し詳細版」から、当事者・家族・関係団体等の御意見を踏まえ、新たにプランに反映した取組です。

また、平成30年4月の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正に伴い、平成30年度から新たに法定サービスとなる「自立生活援助(P80)」「居宅訪問型児童発達支援【こども青少年局】(P114)」「就労定着支援(P142)」等のサービスごとに必要な見込み量を設定しました。

取組	プラン上の事業名	取組内容
1-2 相談支援	計画相談支援事業	障害福祉サービスを利用する全ての方に、計画相談支援によるきめ細かい相談支援が提供できるよう、体制の整備と事業所の人材育成・確保支援などの取組を推進。
2-1 住まい	公立障害者支援施設の再整備の検討	松風学園の入居者の居住環境改善のため、個室化等の設計を進め、同園敷地に入所施設を整備する基本構想に着手。
	精神障害者地域移行・定着支援 精神障害者生活支援センターの運営	精神科病院等の長期入院者患者の早期退院を図るため、一部の生活支援センターで実施している精神障害者地域移行・定着支援事業(退院サポート事業)を18区に拡大予定。うち、平成30年度は3区拡大し15区で実施予定。 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築に向け、A型センター(指定管理者方式)とB型センター(補助金方式)のサービスの標準化に向け、B型センター機能を強化。
2-2 暮らし	地域生活支援拠点の整備	居住支援機能として、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供を図るため、モデル実施として2区の基幹相談支援センターである法人型地域活動ホームにコーディネーターを配置。
3-1 健康・医療	医療的ケア児・者等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療・福祉・教育など多分野にまたがる支援を調整するコーディネーターを平成30年度養成、31年度配置。(こども青少年局・健康福祉局・医療局・教育委員会事務局・4局連携事業)
3-2 バリアフリー	ユニバーサルデザインタクシー導入促進事業	車いすに乗ったまま乗車できるユニバーサルデザインタクシー導入費用の助成台数を大幅に増やし、タクシー車両のバリアフリー化を促進。
4-2 教育	特別支援学校の再編整備【教育委員会事務局】	肢体不自由児の教育環境等の向上のため、左近山特別支援学校の整備工事に着手し、北綱島特別支援学校を上菅田特別支援学校の分校へと移行。
5-5 文化・スポーツ・レク	障害者スポーツ文化センターの整備及び運営	文化・スポーツ活動の場や機会を充実させるため「ラポール上大岡(仮称)」を南部方面に整備。

へいせい
平成 27 年度 ~ 32 年度まで
ねん ど
ねん ど

だい き
第 3 期

しょう がい しゃ ぶ ら ん
障害者プラン

かいていばん
改訂版 (原案)



へいせい ねん がつ
平成 30 年 4 月

第1章

けいかく がいよう 計画の概要		1
1	けいかく しゅし 計画の趣旨	2
2	けいかく いち 計画の位置づけ	3
3	だい き けいかく ぜんたいぞう 第3期計画の全体像	6
4	くに どうこう 国の動向	8

第2章

よこはまし しょうがいふくし 横浜市の障害福祉について		11
1	よこはまし しょうがいふくし 横浜市の障害福祉	12
2	よこはまし かくしょうがいしやてちょうとうとうけい すい 横浜市の各障害者手帳等統計の推移	16
3	だい き ふ こんご しさくすいしん してん 第2期を踏まえた今後の施策推進の視点	22
4	ぜんき ねんかん ふ こうき ねんかん しさくすいしん ほうこうせい 前期3年間を踏まえた後期3年間の施策推進の方向性	26

第3章

きほんもくひょう てーま 基本目標とテーマ		29
1	きほんもくひょう 基本目標	30
2	てーま テーマ	30
(1)	てーま であ たす あ テーマ1 出会う・つながる・助け合う	32
	とりくみ ふきゅう けいはつ とりくみ そうだんしえん 取組1-1 普及・啓発……34 取組1-2 相談支援……39	
	とりくみ じょうほう ほしょう とりくみ さいがいたいさく 取組1-3 情報の保障……48 取組1-4 災害対策……51	
(2)	てーま す く テーマ2 住む、そして暮らす	57
	とりくみ す とりくみ く 取組2-1 住まい……58 取組2-2 暮らし……70	
(3)	てーま まいにち あんしん すこ す テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす	83
	とりくみ けんこう いりょう とりくみ ぼりあふりー 取組3-1 健康・医療……85 取組3-2 バリアフリー……97	
	とりくみ けんりようご 取組3-3 権利擁護……100	
(4)	てーま い ちから まな はぐく テーマ4 生きる力を学び・育む	109
	とりくみ りょういく とりくみ きょういく 取組4-1 療育……111 取組4-2 教育……119	
	とりくみ じんざい かくほ いくせい 取組4-3 人材の確保・育成……130	
(5)	てーま はたら かつどう よか たの テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ	135
	とりくみ しゅうろう とりくみ ふくしてきしゅうろう 取組5-1 就労……137 取組5-2 福祉的就労……144	
	とりくみ にっちゅうかつどう とりくみ いどうしえん 取組5-3 日中活動……146 取組5-4 移動支援……150	
	とりくみ ぶんか すぼーつ れくりえーしょん 取組5-5 文化・スポーツ・レクリエーション……155	

資料編

しりょうへん 資料編		163
1	どうじしゃわーきんぐ およ かんけいしゃだんたいとうぐるーぶわーきんぐじっしがいよう 当事者ワーキング及び関係者団体等グループワーキング実施概要	164
2	しみんいけんぼしゅう がいよう 市民意見募集の概要	165
3	すいしんたいせい 推進体制	166



けい かく がい よう
計 画 の 概 要

だい しょう けいかく がいよう
第1章 計画の概要

1 けいかく しゅし
計画の趣旨

ほんし しょうがいふくししさく かか ちゅう ちようきてき けいかく しょうがいしゃ ぶらん いか ぶ
本市では、障害福祉施策に関わる中・長期的な計画である「障害者プラン」(以下「プ
らん」といいます。)を、へいせい ねんど だい き ねんど だい き さくてい
障害児・者が自己選択・自己決定のできる社会の構築という視点を中心に施策を推進してき
ました。

ぶらん しょうがいしゃきほんほう もと よこはまし しょうがいしゃ かん しさく ほうこうせいとう さだ
このプランは、障害者基本法に基づき横浜市における障害者に関する施策の方向性等を定
める基本的な計画である「障害者計画」と、しょうがいしゃ にちじようせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん
するのための法律(以下「障害者総合支援法」といいます。)に基づき円滑にサービス提供が進
むよう、しょうがいふくし さーびす ひつよう りりょう み こ りりょう さだ しょうがいふくしけいかく
二つの性質を持つ計画です。

だい き ひ つづ ほんし しさく しょうがいふくし さーびす れんけい ほか
第3期においても、引き続き、本市における施策と、障害福祉サービスの連携を図ってい
ひつよう ふた けいかく いったいてき さくてい
く必要があることから、この二つの計画を一体的に策定します。

しょうがいじ しゃ とくべつ そんざい しょうがい ひとり しみん す な
障害児・者は、特別な存在ではありません。障害があっても一人の市民として、住み慣
ちいき あ まえ せいかつ じつげん ひつよう
れた地域で当たり前のように生活していけるまちを実現することが必要です。

だい き じこせんたく じこけてい す な ちいき あんしん まな そだ
そのため、第3期では「自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、安心して、学び・育ち・
く よこはま めざ きほんもくひょう かか しょうがいふくししさく
喜らしていくことができるまち、ヨコハマを目指す」を基本目標として掲げ、障害福祉施策を
ちやくじつ すす
着実に進めます。

2 計画の位置付け

(1) 計画期間

第2期のプランは、平成21年度から26年度までの6年間を計画期間として策定しました。

そして、24年度には、3年を1期として作成することとしている国の基本方針に基づき、障害福祉計画部分を見直し、第2期の改定版を策定しました。

第3期についても、第2期と同じく中・長期的なビジョンを持って施策を進めていくため、計画期間を6年間として策定します。

また、障害福祉計画部分については、3年後に見直すとともに、プラン全体の施策及び事業の評価や必要性の検討などの進行管理を行い、必要な見直しを行います。

さらに、社会情勢やニーズの変化に伴う新しい課題へ柔軟に対応するため、施策の再構築なども併せて実施します。

ねんど 年度	21 ねんど 年度	22 ねんど 年度	23 ねんど 年度	24 ねんど 年度	25 ねんど 年度	26 ねんど 年度	27 ねんど 年度	28 ねんど 年度	29 ねんど 年度	30 ねんど 年度	31 ねんど 年度	32 ねんど 年度
めいしょう 名称	だい き よこはまししょうがいしゃぶらん 第2期 横浜市障害者プラン						だい き よこはまししょうがいしゃぶらん 第3期 横浜市障害者プラン					
こうせい 構成	しょうがいしゃけいかく 障害者計画						しょうがいしゃけいかく 障害者計画					
	しょうがいふくしけいかく 障害福祉計画			しょうがいふくしけいかく 障害福祉計画			しょうがいふくしけいかく 障害福祉計画			しょうがいふくしけいかく 障害福祉計画		
										しょうがいふくしけいかく 障害児福祉計画		

みなお じっし
見直しの実施

みなお じっし
見直しの実施

平成28年の児童福祉法の改正にともない、障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等の数値目標の設定、障害福祉サービス及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保が図られるよう「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

(2) 他計画との関係性

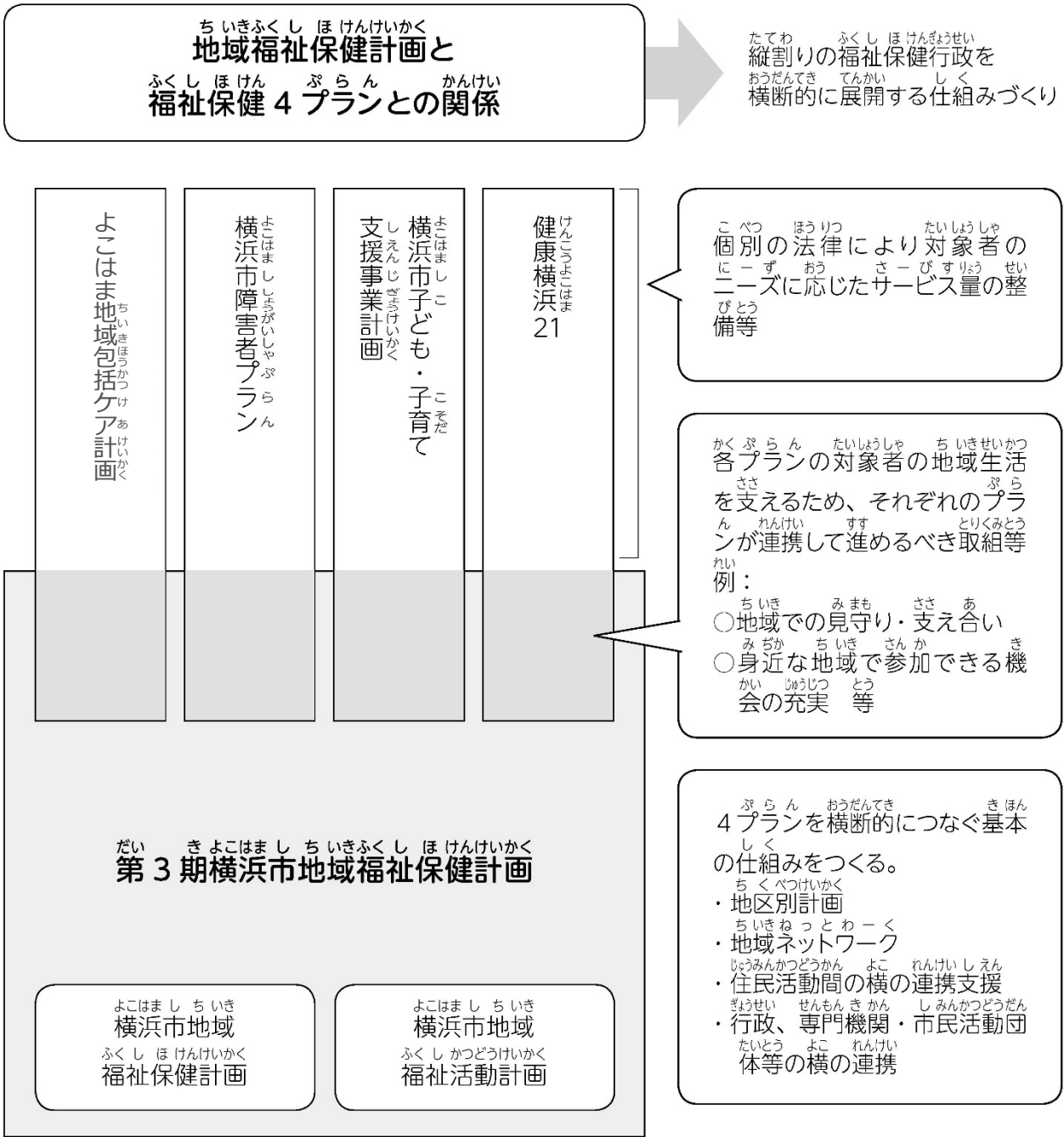
ほんし こべつ ほうりつ こんきよ ふくしほけん ぶんやべつけいかく よこはましこうれいしゃほけん
本市では、個別の法律を根拠とする福祉保健の分野別計画として、横浜市高齢者保健
ふくしけいかく かいごほけんじぎょうけいかく ろうじんふくしほうおよ かいごほけんほう よこはましこ こそだ しえん
福祉計画・介護保険事業計画（老人福祉法及び介護保険法）、横浜市子ども・子育て支援
じぎょうけいかく こ こそだ しえんほうおよ じせだいいくせいしえんたいさくすいしんほう およ けんこうよこはま けんこう
事業計画（子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法）及び健康横浜 21（健康
ぞうしんほう くわ ほんしどくじ ほけんいりょうぶらん ほんし
増進法）があります。これに加えて、本市独自に「よこはま保健医療プラン」という本市の
ほけんいりょうさく かん そうごうてき けいかく
保健医療施策に関する総合的な計画があります。

よこはましちいきふくしほけんけいかく いか ちいきふくしほけんけいかく ちいき
また、横浜市地域福祉保健計画（以下「地域福祉保健計画」といいます。）では、「地域
してん こうれいしゃ しょうがいしゃおよ こ どう たいしょうしゃ ほけん してんどう かん ぶんやべつけいかく
の視点から高齢者、障害者及び子ども等の対象者や、保健の視点等に関する分野別計画に
きょうつう りねん ほうしんおよ ちいき とりくみ すいしん ほうこう めいじ かくだいしょうしゃぜんたい ちいきせいかつ
共通する理念、方針及び地域の取組の推進・方向などを明示し、各対象者全体の地域生活
じゅうじつ はか めざ くけいかく ちくべつけいかく すいしん とお みぢか ちいき
の充実を図ること」を目指しています。区計画・地区別計画の推進を通して、身近な地域で
みまも ささ あ しく だれ あんしん じぶん すこ く ちいき
の見守りや支え合いの仕組みづくりなど、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づ
とりくみ すす
くりのための取組を進めています。

しょうがい ちいき せいかつ しえん ひとびと く
このように、障害のあるなしにかかわらず、地域での生活を支援するためには、人々の暮
らば ちいき さまざま とりくみ かんけいせい そうご ぜんたい
らしの場である地域においての、様々な取組をそれぞれの関係性や相互のつながり、全体の
そうごうせい れんぞくせい してん かんれんづ おこな ちいきふくし だいじ してん
総合性・連続性といった視点でとらえ、関連付けて行うことが、「地域福祉」の大事な視点です。
しさく てんかい あ かんけい ぶんやべつけいかく ゆうきてき れんどう
施策の展開に当たっては、関係するそれぞれの分野別計画が、有機的に連動していくこと
いっそう こうか あ
によって、一層の効果を上げていきます。

ぎょうせいぶんや せんもんせい じゅうじつ しつ たか しさく てんかい かんれん ぶんや
行政分野ごとの専門性を充実させ、質の高い施策を展開していくとともに、関連する分野
いしき せいごうせい はか とく じゅうし
を意識し、整合性を図りながら取り組むことを重視します。

【他計画との関係性】



※ ちいきふくしほけんけいかく 地域福祉保健計画から抜粋 (一部改訂)

3 第3期計画の全体像

第3期では、障害児・者の生活を『5つのテーマ』に分類しました。テーマ1では「**出会う・つながる・助け合う**」として、普及・啓発、相談支援、情報の保障及び災害対策を、テーマ2では「**住む、そして暮らす**」として、住まい及び暮らしを、テーマ3では「**毎日を安心して健やかに過ごす**」として、健康・医療、バリアフリー及び権利擁護を、テーマ4では「**いきる力を学び**」

テーマ
1

出会う・つながる・助け合う

32

ページへ

普及・啓発、相談支援、情報の保障、災害対策

テーマ
2

住む、そして暮らす

57

ページへ

住まい、暮らし

テーマ
3

毎日を安心して健やかに過ごす

83

ページへ

健康・医療、バリアフリー、権利擁護

はぐく 育む] として、りょういく 療育、きょういくおよ 教育及びじんざい 人材のかくほ 確保・いくせい 育成を、さいご 最後に、てーま 5で
はたら 働く・かつどう 活動する・よか 余暇をたの 楽しむ] として、しゅうろう 就労、ふくしてきしゅうろう 福祉的就労、にちゅうかつどう 日中活動、
いどうしえん 移動支援およびぶんか 文化・すぽーつ スポーツ・れくりえーしょん レクリエーションをい ちづ 位置付けました。基本
もくひょう 目標のたっせい 達成に向けて、かくてーま 各テーマのれんけい 連携をはか 図りながらしさく 施策を進めます。(詳細
はかくてーま 各テーマのぺーじ ページをご覧ください。)

テーマ
4

ちから ちから まな まな はぐく はぐく
いきる力を学び・育む

りょういく 療育、きょういく 教育、じんざい 人材のかくほ 確保・いくせい 育成

109
ページへ

テーマ
5

はたら 働く、かつどう 活動する、よか 余暇をたの 楽しむ

しゅうろう 就労、ふくしてきしゅうろう 福祉的就労、にちゅうかつどう 日中活動、いどうしえん 移動支援
ぶんか 文化・すぽーつ スポーツ・れくりえーしょん レクリエーション

135
ページへ

4

くに どうこう
国の動向

きょうせいしゃかい じつげん む
(1) 共生社会の実現に向けて…

しょうがいしゃしやく かか おも うご しょうがいしゃ けんり かん じょうやく い か しょうがいしゃ
障害者施策に関わる主な動きとしては、「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者
けんりじょうやく ていけつ ひつよう せいどがいかく おこな ないかく せっち しょう
権利条約」といいます。)の締結に必要な制度改革を行うために内閣に設置された「障
がい者制度改革推進会議」にて、基本的な方向の検討を進め、平成22年6月に「第一次
いけん どうねん がつ だいに じいけん
意見」、同年12月に「第二次意見」をまとめました。

その意見を受け「相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実
げん かか かんが もと しょうがいしゃせいどがいかく きほんてきほうこう こんご すず かた
現」を掲げることや、その考えを基にした「障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方」
や「横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方」が閣議決定されました。

そして、しょうがいしゃけんりじょうやく しゅし そ しょうがいしゃしやく すいしん はか しょうがいしゃきほん
障害者権利条約の趣旨に沿った障害者施策の推進を図るため、「障害者基本
ほう さべつ きんし ぼうさいおよ ぼうはん も こ かたち かいせい ねん がつ しょう
法」が差別の禁止や防災及び防犯などを盛り込む形での改正となり、23年8月に施行さ
れました。

また、ねん がつ ぎゃくたい ぼっけん ひと つうほう ぎむづ じちたい ちょうさ ほご おこな
24年6月に、虐待を発見した人の通報を義務付け、自治体などが調査・保護を行
う仕組みの構築など、しょうがいしゃ たい しえん ちも こ しょうがいしゃぎゃくたい
障害者に対する支援のための措置を盛り込んだ「障害者虐待の
ぼうし しょうがいしゃ ようごしゃ たい しえんとう かん ほうりつ い か しょうがいしゃぎゃくたい
防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」とい
います。)が成立しました。そして、25年6月には、しょうがいしゃ さべつてきとりあつか きんし
障害者への差別的取扱いの禁止につ
いて、じちたい 民間事業者ともに法的義務を設け、合理的配慮の不提供の禁止を、自治体
には法的義務、民間事業者には努力義務として盛り込んだ「障害を理由とする差別の解
しょう すいしん かん ほうりつ い か しょうがいしゃさべつかいしょうほう せいてい
消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」といいます。)が制定されました。

さらに、さべつ かいしょう ぐたいてき たいおう せいふぜんたい ほうしん さべつ かいしょう
差別を解消するための具体的な対応として、政府全体の方針である差別の解消
の推進に関する基本方針が策定(閣議決定)されたほか、くに ちほうこうきょうだんたいとう
の推進に関する基本方針が策定(閣議決定)されたほか、国・地方公共団体等においては
とうがいきかん とりくみ かん たいおうようりょう ちほう さくてい どりよくぎむ じぎょうしゃ
当該機関における取組に関する対応要領(※地方の策定は努力義務)が、事業者におい
てはしゅわだいじん じぎょうぶんやべつ たいおうしん がいどらいん さくてい
主務大臣により事業分野別の対応指針(ガイドライン)が策定されました。このよう
に、きんねん しょうがいしゃきほんほう ほか おお せいどがいかく おこな
近年は「障害者基本法」の他にも多くの制度改革が行われました。

そして、これらの制度改革を受け、19年9月に障害者権利条約に署名していた状況
から、ねん がつ ひじゅん しょうがいしゃ けんり じつげん む とりくみ いっそうきょうか あゆ
26年1月には批准をし、障害者の権利の実現に向けた取組を一層強化するための歩
みを進めています。

(2) 自己決定・自己選択による地域生活へ…

しょうがいふくし さーびす どうこう きんねん ちいきせいかつしえん しゅがん しちょうそん ちゅうしん
障害福祉サービスの動向については、近年、地域生活支援を主眼として、市町村を中心
にサービス提供を行う体制を構築してきました。

へいせい ねん へいせい ねん ぎょうせい さーびす ないよう けつてい そ ち せい ど あらた しょうがいしゃ
平成15年には、これまで行政がサービス内容を決定する「措置制度」を改め、障害者
がサービスを選択し、サービスの利用者とサービスを提供する施設・事業者とが対等の
かんけい た けいやく ちと さーびす りよう しえん びせいど てんかん はか
関係に立って、契約に基づきサービスを利用するという「支援費制度」へ転換が図られま
した。

ご しょうがいしゃ じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとどな
その後、障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにと、
ねん がつ しょうがいしゃ じりつ しえん ほう しこう しんたい ちてき せいしん さんしょうがいきょうつう しく
18年4月から「障害者自立支援法」が施行され、身体・知的・精神の三障害共通の仕組
みでのサービス提供が開始されました。

しょうがいしゃ じりつ しえん ほう ちいきいこう そくしん しゅうろうしえん きょうか も こ
この「障害者自立支援法」では、地域移行の促進や就労支援の強化などが盛り込まれ
たものの、これまでにない改革であったことから、法の定着を図るため、いくつかの施策が
と
取られました。

ここ に ー ず もと ちいきせいかつしえんたいけい せいび はか しょう しゃせいど
また、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備などを図るため、「障がい者制度
かいかくすいしんかいぎ けんとう かさ ねん がつ こっかくていげん
改革推進会議」で検討を重ねました。そして、23年8月には骨格提言としてまとめ、それ
ら
らを踏まえたうえで、「障害者自立支援法」の一部を改正し「障害者総合支援法」が25
ねん がつ しこう しこうご ねん めど けんどう くわ へいせい ねん がつ しょうがいしゃ のぞ ちいき
年4月に施行され、施行後3年を目途に検討を加え、平成30年4月に、障害者の望む地域
せいかつ しえん しょうがいじしえん に ー ず たようか こま たいおう さーびす しつ かくほ こうじよう
生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上
む かんきょうせいび はか しょうがいしゃ しょうじょうしえん ほう およ じどうふくし ほう いちぶ かいせい ほうりつ
に向けた環境整備を図るため、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律
しこう
が施行されました。

ねんげつ 年月	くに どうこう 国の動向
へいせい ねん がつ 平成18年4月	しょうがいしゃじりつしえんほう しこう 「障害者自立支援法」施行 (しょうがいいちげんか しょうがいていどくぶんどうにゅう とう) (3障害一元化 障害程度区分導入 等)
ねん がつ 19年9月	しょうがいしゃけんりじょうやく しよめい 「障害者権利条約」に署名
ねん がつ 22年12月	しょうがいしゃじりつしえんほう かいせい 「障害者自立支援法」改正 (はったつしょうがい たいしょう めいかくか) (発達障害が対象として明確化)
ねん がつ 23年8月	しょうがいしゃきほんほう かいせい 「障害者基本法」改正 (さべつ きんし きょういく はいりよ とう) (差別の禁止、教育の配慮 等)
ねん がつ 24年10月	しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう しこう 「障害者虐待防止法」施行
ねん がつ 25年4月	しょうがいしゃそうごうしえんほう いちぶしこう 「障害者総合支援法」一部施行 (なんびょう ついか ちいきせいかつしえんじぎょう ついかとう) (難病の追加 地域生活支援事業の追加等)
	くにとう しょうがいしゃしゅうろうしせつとう ぶつびんどう ちょうたつ すいしんとう かん ほうりつ 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」 (以下「障害者優先調達推進法」という。) しこう (くに ちほうこうきょうだんたいとう ちょうたつほうしん さくてい) (国、地方公共団体等は、調達方針を策定することとする。)
	しょうがいしゃ ほうてい こようりつ ひ あ 障害者の法定雇用率の引き上げ (みんかん ぼーせんと ぼーせんと ぎょうせい ぼーせんと ぼーせんと ひ あ) (民間1.8% → 2%、行政2.1% → 2.3% に引き上げ)
ねん がつ 26年1月	しょうがいしゃけんりじょうやく ひじゅん 「障害者権利条約」批准
ねん がつ 26年4月	せいしんほけんおよ せいしんしょうがいしゃふくし かん ほうりつ せいしんほけんふくしほう 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(以下「精神保健福祉法」という。) かいせい 改正 (ほごしゃせいど はいし) (保護者制度の廃止)
	しょうがいしゃそうごうしえんほう しこう ぐるーぷほーむ一元化・しょうがいしえんくぶん へんこう 「障害者総合支援法」施行 (グループホーム一元化・障害支援区分へ変更)
ねん がつ 27年1月	なんびょう かんじゃ たい いりようとう かん ほうりつ しこう 「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行 (こうへい あんていてき いりようひよせいせいど かくりつ) (公平かつ安定的な医療費助成制度の確立)
ねん がつ 28年4月	しょうがいしゃさべつかいしょうほう しこう 「障害者差別解消法」施行 (さべつてきと あつか きんし ごうりてきはいいりよ ふていきょう きんし) (差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止)
	しょうがいしゃ こよう そくしんとう かん ほうりつ しょうがいしゃこようそくしんほう かいせい 「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下「障害者雇用促進法」という。)改正 (こようぶんや さべつ きんし) (雇用分野における差別の禁止)
ねん がつ 28年12月	せいねんこうけんせいど りよう そくしん かん ほうりつ しこう 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
ねん がつ 30年4月	しょうがいしゃ ほうてい こようりつ ひ あ 障害者の法定雇用率の引き上げ (みんかん ぼーせんと ぼーせんと ぎょうせい ぼーせんと ぼーせんと ひ あ) (民間2% → 2.2%、行政2.3% → 2.5% に引き上げ)
	しょうがいしゃそうごうしえんほうかいせいおよ じどうふくしほう いちぶ かいせい ほうりつ しこう 「障害者総合支援法改正及び児童福祉法の一部を改正する法律」施行



よこはまし
横浜市の
しょうがいふくし
障害福祉について

だい しょう よこはまし しょうがいふくし
第2章 横浜市の障害福祉について

1 よこはまし しょうがいふくし
横浜市の障害福祉

よこはまし ちてき しんたいしょうがいしゃ ふくししさく てんかい ちいきかつどう してん
(1) 横浜市の知的・身体障害者の福祉施策の展開(地域活動の視点から)

しょうわ ねんだい きょういくいんかい がくれいき たつ こ ほごしゃ たい こ がっこう しょうがく
昭和40年代は、教育委員会が学齢期に達した子の保護者に対し、その子を学校に就学さ
せる義務を猶予または免除する法律が、障害児に適用されていた時代でした。

そのような状況下においても、本市には、数えるほどの知的障害児・者施設しかなく、公設
の「ときわ学園」や「さざんか学園」に、就学猶予・免除された子どもたちの一部が通っ
ており、多くは「家族が面倒を見る」というような時代でした。

また、当時障害者施策の責務は都道府県にあり、本市が独自に施策を展開していくことが
難しい時代でもありました。

このような時代の中で、市内で障害児の保護者たちが立ち上がり、障害児の療育・レクリ
エーションや保護者の学習会などを行う「地域訓練会」、成人した障害者の日中活動の
場として「地域作業所」を立ち上げて活動を進めました。その後、地域で暮らし続けられる
住まいについて、行政と共に検討を重ね、「グループホーム」の制度化へつながっていき
ます。

これらの活動に対する助成制度創設の要望をいただき、本市としても必要な支援として
運営費の助成を開始しました。

そして、この活動の中心にあったのが、重い障害者の家族によって設立された「横浜市
在宅障害児援護協会*1」(以下「在援協」といいます。)であり、横浜市は、この在援協に
補助を行い、在援協が各訓練会や横浜市障害者地域作業所(以下「地域作業所」といい
ます。)へ運営費として、助成を行ってきました。

* 1…重い障害のある人の家族によって、1973年(昭和48年)に設立されました。設立当時、障害児の保育
活動グループ(地域訓練会)の支援に力を注いでいましたが、その後は地域作業所、障害者地域活
動ホームといった日中活動の場を支援しながら、暮らしの場であるグループホームへとその支援
の範囲を広げ、総合的に障害児者の地域生活を推進してきました。また、後に「在宅障害児援護
協会」から「在宅障害者援護協会」へと、名称を変更しました。その後、社会福祉法人横浜市社会
福祉協議会との組織一体化を経て、横浜市社会福祉協議会障害者支援センター(以下「障害者支援
センター」といいます。)として、在援協の理念や支援を継承し、活動しています。
(社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会のホームページから引用)

当事者の活動が広がる中、その活動場所の確保に苦慮していたことから、運営団体と本市の助成金をもとに、安定的な地域活動の場として「横浜市障害者地域活動ホーム」（以下「地活ホーム」といいます。）の建設を開始し、昭和55年から平成6年までの間に、市内で23か所建設しました。

そして、地活ホームの目的は「地域生活の拠点」へと転換していきました。そのような中で、運営委員会の統合や職員体制の一体化等による運営体制の効率化や、地活ホームの機能充実が求められてきたことから、平成7年度から夜間の介助や見守りを行う「ショートステイ事業」等を始めたことで「機能強化」が行われました。25年10月までで、すべての地活ホームに行われ、形を「機能強化型障害者地域活動ホーム」（以下「機能強化型地活ホーム」といいます。）と変えてきました。

しかし、障害児・者が、自宅での生活から、地域での生活へ転換していく中で、機能強化型地活ホームが地域の拠点として全てを担っていくには、施設や事業の規模が小さいために、非常に困難な状況が発生してきました。

そこで、この機能強化型の「発展形」として、施設や事業の規模を拡大した地域生活の拠点「社会福祉法人型障害者地域活動ホーム」（以下「社会福祉法人型地活ホーム」といいます。）の設置を平成11年から開始しました。

この社会福祉法人型地活ホームでは、相談支援事業として専任の職員配置やショートステイの機能など、多彩な機能を備えています。

平成25年3月には、市内各区1館整備を完了し、地域生活の拠点としての役割を担い、活動を進めています。

一方、社会福祉法人における通所施設の支援では、重症心身障害者の地域生活を支援するため、昭和61年に、重症心身障害者にとって初めての通所施設を全国に先駆けて整備しました。この取組は、その後の本市における重症心身障害者の生活の姿を大きく変えるものとなりました。

また、平成5年度の知的障害者福祉法改正により、大都市特例が導入され、それまで都道府県が行っていた障害者施策の権限が政令指定都市に移譲されたことにより、本市独自の展開が可能となりました。

それを受けて、社会福祉法人における入所施設の支援では、いち早くユニット化（小舎制）・個室化を導入し、施設生活の質の向上だけでなく、地域生活移行を想定した支援が行えるよう、取組を行ってきました。

(2) 横浜市の精神障害者の保健福祉施策の展開

いっぽう せいしんしょうがい なが いりょう たいしょう ふくし たいしょう
一方で、精神障害については長く医療の対象とされ、福祉の対象とはなっていないで
ました。

そうした中で本市においては、全国的な施策展開よりはるかに早期の昭和23年から保健
所(当時)に医療社会事業員を配置し、3区に精神衛生相談所を設け、これを発展させて、
全区に専任の医療ソーシャルワーカーを配置してきました。医療ソーシャルワーカーが中
心となって、家族会の創設やその後の横浜市精神障害者地域作業所(以下「精神障害者
地域作業所」といいます。)の設置など、様々な地域活動を展開してきました。57年に初
めて2か所の精神障害者地域作業所が開所し、「病院の外」で社会復帰の場所ができま
した。そして62年、社会復帰施設が初めて法律上位置付けられ、平成元年には初めて
精神障害者のための授産施設が市内に設置されるなど、社会復帰のための福祉施設が整
備されてきました。また、この頃から県レベルでの当事者活動が開始され、本市の障害者
も参加しました。その後、平成11年に精神障害者への地域生活を支援する拠点として、
相談支援事業や居場所の提供などのサービスから地域交流まで、様々な機能を備えた、
横浜市精神障害者生活支援センター(以下「生活支援センター」といいます。)の設置を
開始しました。そして25年3月に市内各区に1館整備が完了しています。平成28年には、
アルコール健康障害対策基本法が制定されるなど、地域における依存症対策の推進によ
る依存症患者本人やその家族への支援の充実が求められてきています。

今後とも精神障害は「疾病」と「障害」の両側面に配慮した施策展開が必要です。

へいせい ねん だいいこう よこはまし しょうがいふくし しさく
【平成21年度以降の横浜市の障害福祉施策】

ねんげつ 年月	よこはまし けい 横浜市の経緯
へいせい ねん がつ 平成21年4月	だい きしょうがいしゃ ぶらん さくてい 第2期障害者プランを策定
ねん がつ 22年4月	ざいたくしんしんしょうがいしゃてあて はいし しょうがいしゃしさくすいしんきょうぎかいどう ぎろん ぶ 在宅心身障害者手当を廃止し、障害者施策推進協議会等での議論を踏ま えて「将来にわたるあんしん施策」を開始
ねん がつ 22年10月	よこはまししょうがいしゃごうけんてきしえんせいど い か ごうけんてきしえんせいど く 横浜市障害者後見的支援制度（以下「後見的支援制度」という。）を4区で 開始
ねん がつ 24年4月	だい きしょうがいしゃ ぶらん かいいていばん さくてい 第2期障害者プラン改定版を策定 か ながわけん じぎょうしゃ していぎょうむ い かん 神奈川県から事業者指定業務が移管される
ねん がつ 24年10月	よこはまししょうがいしゃぎやくたいぼうしせんたー かいせつ 横浜市障害者虐待防止センターの開設 よこはまし た きのうがたきよてん い か た きのうがたきよてん しょめ かいしよ 横浜市多機能型拠点（以下「多機能型拠点」という。）の1か所目の開所
ねん がつ 25年3月	しゃかいふくしほうじんがたちかつほーむ くせいびかんりょう 社会福祉法人型地活ホームの18区整備完了 せいかつしえんせんたー くせいびかんりょう 生活支援センターの18区整備完了
ねん がつ 25年4月	いどうしえんしさく さいこうちく じっし いちぶ へいせい ねん がつ じっし 「移動支援施策の再構築」を実施（一部は平成25年10月から実施） よこはまし しょうがいしゃしゅうろうしせつどう ぶつびんどう ちょうたつほうしん ねん だ 「横浜市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を年度 ごとに作成 よこはまししょうがいしゃしゅうろうしえんせんたー い か しゅうろうしえんせんたー 横浜市障害者就労支援センター（以下「就労支援センター」という。）の 9か所目の開所 よこはましちいきりょういくせんたー い か ちいきりょういくせんたー しょめ 横浜市地域療育センター（以下「地域療育センター」という。）の8か所目 の開所
ねん がつ 25年10月	たきのうがたきよてん しょめ かいしよ 多機能型拠点の2か所目の開所
ねん がつ 27年4月	だい きしょうがいしゃぶらん さくてい 第3期障害者プランを策定 しょうがいしゃきょうどうじゅちゅうそうごうせんたー かいせつ よこはま障害者共同受注総合センターの開設
ねん がつ 28年4月	よこはましきかんそうだんしえんせんたー い か きかんそうだんしえんせんたー 横浜市基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」という。） の18区設置
ねん がつ 29年3月	ごうけんてきしえんせいど くてんかい 後見的支援制度の18区展開
ねん がつ 29年4月	たきのうがたきよてん しょめ かいしよ 多機能型拠点の3か所目の開所

2 横浜市の各障害者手帳等統計の推移

(1) 横浜市の障害者手帳所持者数

横浜市発行の各障害者手帳（身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳）の平成29年3月末時点での所持者数の合計は、約16万人（横浜市全体人口比で4.28%）となっています。

表1によると24年の約13万9千人から、現在までに、約2万1千人増加し（増加率約12.9%）、年々所持者数が伸びていることがわかります。

また、表2からわかるように、障害者手帳所持者数の増加率については、ここ数年2%から4%の間で推移しており、横浜市人口の増加率と比べても大きいことから、障害者手帳所持者の割合が増えてきているといえます。今後も障害者手帳所持者数の割合は増えていくことが推測されます。

表1 横浜市人口と障害者手帳所持者数の比較

（3月末時点、ただし、横浜市人口のみ4月1日時点。以下同様）（人）

	24年	25年	26年	27年	28年	29年
横浜市人口	3,688,624	3,693,788	3,702,093	3,712,170	3,725,042	3,728,124
身体障害者	94,291	96,114	98,706	99,120	99,199	99,356
知的障害者	21,864	23,005	24,171	25,447	26,712	27,958
精神障害者	22,785	24,538	26,475	28,285	30,225	32,249
手帳所持者全体	138,940	143,657	149,352	152,852	156,136	159,563
横浜市人口における障害者 手帳所持者数割合	3.77%	3.89%	4.03%	4.12%	4.19%	4.28%

表2 横浜市人口と障害者手帳所持者数の増加数の比較

（人）

	24～25年	25～26年	26～27年	27～28年	28～29年
横浜市人口増加数	5,164	8,305	10,077	12,872	3,082
（増加率）	(0.14%)	(0.22%)	(0.27%)	(0.35%)	(0.08%)
手帳所持者の増加数	4,717	5,695	3,500	3,284	3,427
（増加率）	(3.39%)	(3.96%)	(2.34%)	(2.15%)	(2.19%)

図1 市人口と手帳所持者の増加数の推移

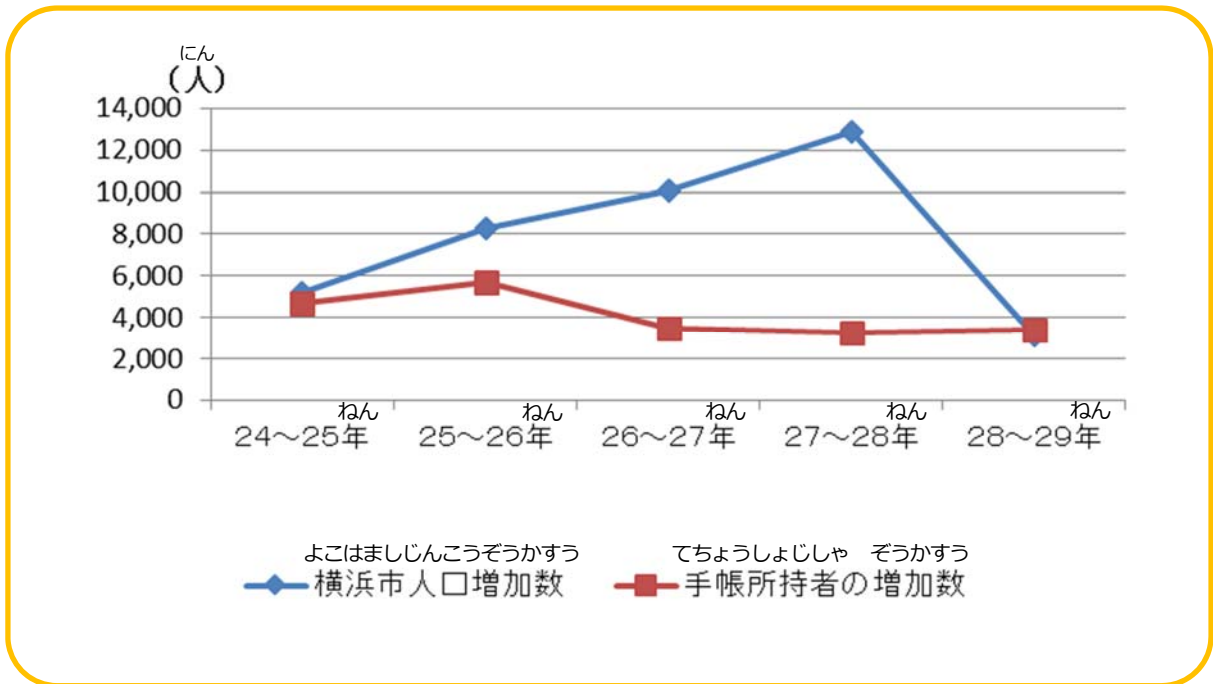
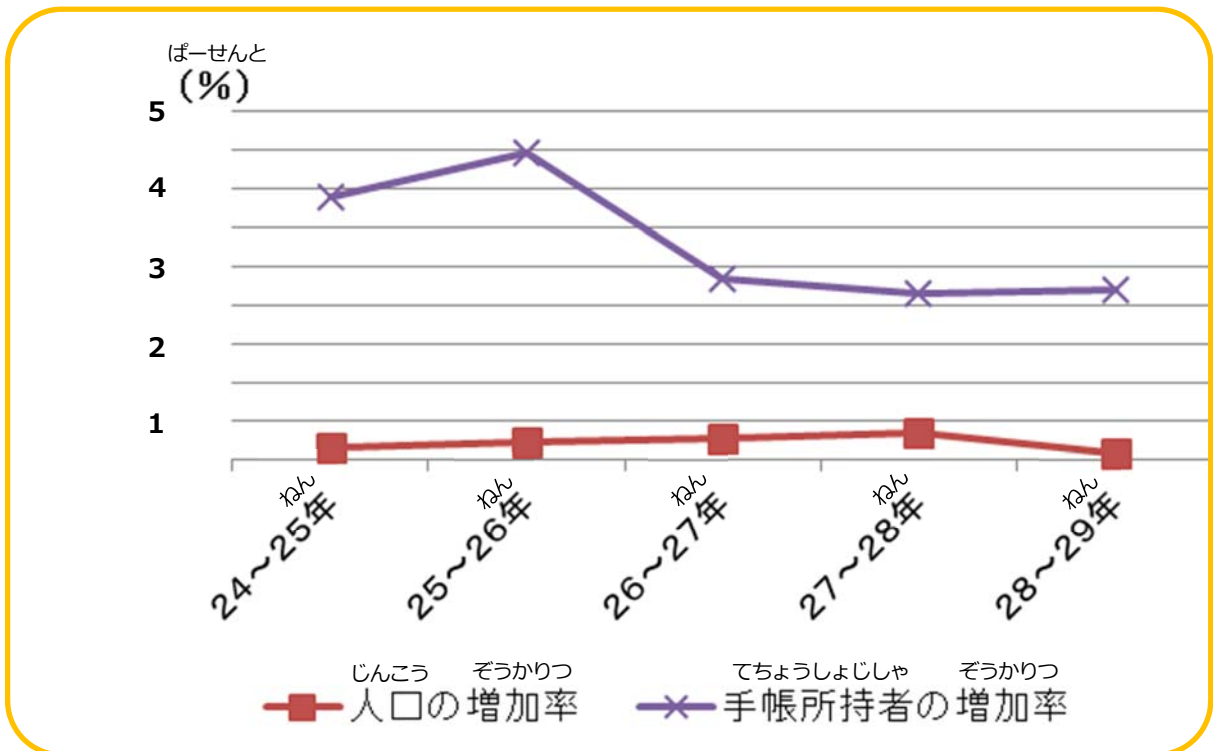


図2 市人口と手帳所持者の増加率の推移



(2) 障害別の状況

ア 身体障害者手帳

表3によると、手帳所持者数は、肢体不自由が最も多く、次いで、内部障害となっております。

また、表4からわかるように、手帳所持者数は、18歳未満の人数が横ばい、18歳から65歳未満の人数が減少しているのに対して、65歳以上の人数は、年々増加しています。

表3 身体障害者手帳 障害状況別推移

各年3月末時点(人)

	24年	25年	26年	27年	28年	29年
視覚障害	6,400	6,441	6,435	6,447	6,397	6,370
聴覚・平衡機能障害	7,987	8,083	8,321	8,452	8,585	8,643
音声・言語・そしゃく機能障害	946	957	964	982	993	979
肢体不自由	50,706	51,519	52,813	52,284	51,420	50,669
内部障害	28,252	29,114	30,173	30,955	31,804	32,695
計	94,291	96,114	98,706	99,120	99,199	99,356

表4 身体障害者手帳所持者数 年齢別推移

各年度 3月末時点(人)

	24年	25年	26年	27年	28年	29年
18歳未満 (下段：全体に占める割合)	2,423 (2.6%)	2,425 (2.5%)	2,469 (2.5%)	2,426 (2.4%)	2,428 (2.4%)	2,397 (2.4%)
18～65歳未満 (下段：全体に占める割合)	30,332 (32.2%)	29,702 (30.9%)	29,509 (29.9%)	28,823 (29.1%)	28,193 (28.4%)	27,903 (28.1%)
65歳以上 (下段：全体に占める割合)	61,536 (65.3%)	63,987 (66.6%)	66,728 (67.6%)	67,871 (68.5%)	68,578 (69.1%)	69,056 (69.5%)
計	94,291	96,114	98,706	99,120	99,199	99,356

図3 身体障害者 障害状況別推移

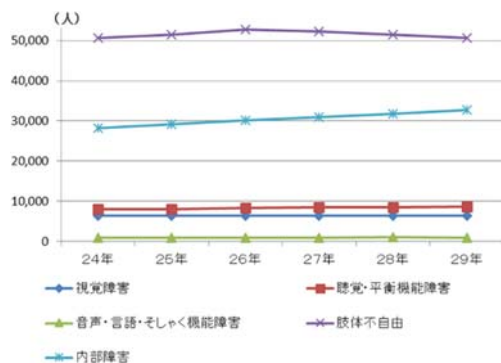
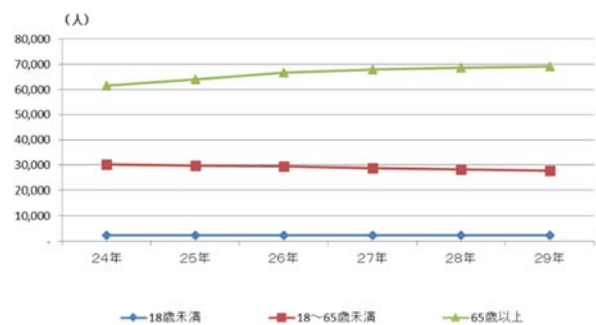


図4 身体障害者 年齢別推移



イ 愛の手帳(療育手帳)

表5によると、平成29年3月末時点では、24年と比べ、6千人以上増えています。中でも、B2の手帳を所持している方が、約4千人と、全体の増加数の約65%を占めています。また、表6からわかるように、全体の所持者数における各年齢の所持者数の割合は、この6年間を通して、ほぼ横ばいとなっています。

表5 愛の手帳 障害程度別推移

各年3月末時点(人)

	24年	25年	26年	27年	28年	29年
A1	4,502	4,629	4,775	4,908	4,995	5,087
A2	4,487	4,617	4,706	4,799	4,923	5,040
B1	5,004	5,164	5,366	5,646	5,843	6,009
B2	7,871	8,595	9,324	10,094	10,951	11,822
計	21,864	23,005	24,171	25,447	26,712	27,958

※参考 A1…IQ 20以下、A2…IQ 21~35、B1…IQ36~50、B2…IQ51~75

表6 愛の手帳所持者数の年齢別推移

各年3月末時点(人)

	24年	25年	26年	27年	28年	29年
18歳未満 (下段：全体に占める割合)	8,315 (38.0%)	8,761 (38.1%)	9,172 (37.9%)	9,646 (37.9%)	10,141 (38.0%)	10,612 (38.0%)
18~65歳未満 (下段：全体に占める割合)	13,010 (59.5%)	13,636 (59.3%)	14,312 (59.2%)	15,058 (59.2%)	15,746 (58.9%)	16,485 (59.0%)
65歳以上 (下段：全体に占める割合)	539 (2.5%)	608 (2.6%)	687 (2.8%)	743 (2.9%)	825 (3.1%)	861 (3.1%)
計	21,864	23,005	24,171	25,447	26,712	27,958

図5 愛の手帳 障害程度別推移

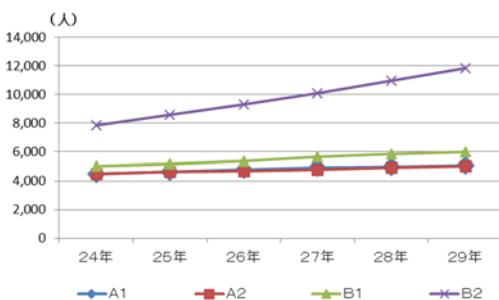
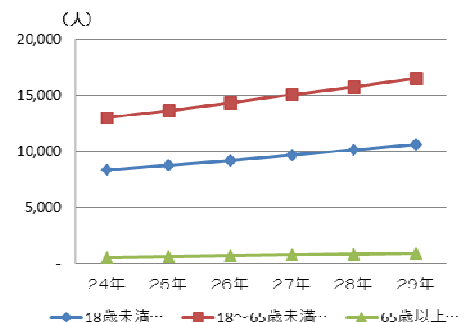


図6 愛の手帳 年齢別推移



ウ 精神障害者保健福祉手帳

身体障害・知的障害・精神障害の3障害の手帳所持者のうち、この5年間でもっとも増加してきているのが、精神障害です。表7からわかるように、平成29年3月末時点では、24年と比べ、9千人以上増えており、特に2級が約5千5百人（約1.4倍）増えています。

また、表8からわかるように、手帳所持者数は、20歳～65歳未満の人数が大きく増加してきている傾向に対し、20歳未満の人数は、ほぼ横ばい、65歳以上の所持者数は、若干の増加という傾向となっています。

表7 精神障害者保健福祉手帳 等級別推移 各年3月末時点（人）

	24年	25年	26年	27年	28年	29年
1級	2,669	2,694	2,870	2,994	3,118	3,308
2級	12,387	13,399	14,497	15,477	16,623	17,844
3級	7,729	8,445	9,108	9,814	10,484	11,097
計	22,785	24,538	26,475	28,285	30,225	32,249

表8 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別推移 各年3月末時点（人）

	24年	25年	26年	27年	28年	29年
20歳未満	298	408	493	596	727	869
(下段：全体に占める割合)	(1.3%)	(1.7%)	(1.9%)	(2.1%)	(2.4%)	(2.7%)
20～65歳未満	19,663	20,952	22,355	23,682	25,126	26,666
(下段：全体に占める割合)	(86.3%)	(85.4%)	(84.4%)	(83.7%)	(83.1%)	(82.7%)
65歳以上	2,824	3,178	3,627	4,007	4,372	4,714
(下段：全体に占める割合)	(12.4%)	(13.0%)	(13.7%)	(14.2%)	(14.5%)	(14.6%)
計	22,785	24,538	26,475	28,285	30,225	32,249

※精神障害者保健福祉手帳については、18歳未満での統計を取っていないため、20歳未満としています。

図7 精神障害者 等級別推移

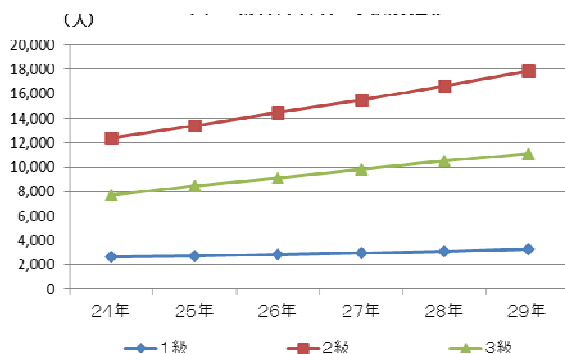
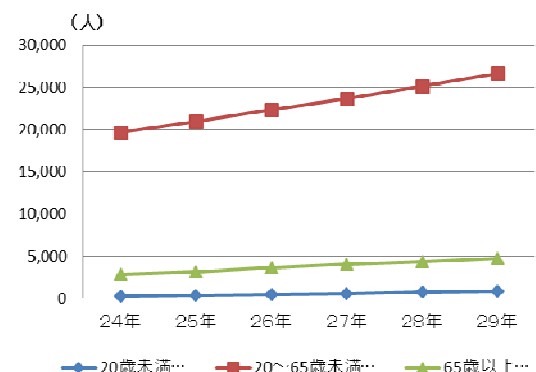


図8 精神障害者 年齢別推移



エ 横浜市の難病患者数（特定医療費（指定難病）受給者証所持者数）

平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、制度の谷間の無い支援を行うため、障害者の範囲に、新たに難病等を加えました。

このことにより、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病（130疾病及び関節リウマチ）に罹患している難病患者等で、症状の変動があり身体障害者手帳を取得することができなかった方が、障害福祉サービスを利用できることとなりました。

その後、国の障害者総合支援法対象疾病検討会での議論を経て、27年1月には対象疾病が130疾病から151疾病へと拡大されました。

今後、障害福祉サービスの推進に当たっては、難病等の患者数も考慮しながら、進めていきます。

（参考）神奈川県特定医療費（指定難病）受給者証所持者数※

（横浜市）（各年3月末現在）

24年	25年	26年	27年	28年	29年
20,898人	22,065人	23,157人	23,469人	24,683人	25,794人

※26年までは「特定疾患医療受給者証」の所持者数

3 第2期を踏まえた今後の施策推進の視点

●障害状況に合わせた支援やライフステージを通じて一貫した支援

第2期では、身体・知的・精神の3障害に加えて、難病、発達障害及び高次脳機能障害など、これまでの障害認定基準ではとらえきれない方々のニーズにも対応できるよう、きめ細かな支援を進めてきました。

また、「障害児を育てる家族が不安や困難を感じることなく、適した教育を受け成長し、本人の自己選択と自己決定ができる生活支援と生活基盤の充実」を図っていくことも計画に位置付け、ライフステージに応じた支援体制の構築を進めてきました。

しかし、きめ細かい対応や学齢期における支援が十分に行き届いていない現状があります。

また、地域における社会資源が整いつつあるなかで、障害者が安心して生活し続けていくためには、地域住民の障害に対する理解を進め、見守りや支え合いの仕組みづくりを進めていくことや、本人が生活における主体性を獲得する力（エンパワメント）を引き出し、高めていくための支援等も必要です。

そこで、障害者が地域社会の一員として、誰もが安心して自分らしく健やかに生活していくため、地域福祉保健計画等において、住民相互の共助の取組を推進していきます。その中で、障害者それぞれが抱えている暮らしにくさなどを地域で共有できる場の確保や、障害者が地域活動に参加しやすくなるための環境づくりを進めます。

また、学齢期における相談支援体制の充実や療育・教育との連携強化をはじめ、卒業後の企業就労の促進や施設等での福祉的就労の充実など、**本人のライフステージを通じて一貫した支援の強化**と、自己選択・自己決定のためには、**個々の状況に応じた本人の主体性を獲得する力（エンパワメント）への支援が基本**という視点を持って、施策に取り組みます。

● 障害者の高齢化・重度化への対応

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」に象徴されるように、今後10数年間で全国的に高齢化が一層進んでいくことが予測されています。横浜市においても、2025年には、約3.8人に1人が65歳以上になることが見込まれています。

そのような中で、障害者のなかには、比較的早い段階から加齢に伴う諸症状が出現する方がいるといった声が、現場のスタッフから聞こえています。高齢化すると、体力や運動機能の低下及び病気への抵抗力などが弱くなり、新たな病気やけがのリスクも高くなります。それに加えて、日常生活での主な身辺動作や活動及び社会生活への参加などに少しずつ不自由さや困難性が増えてくるため、見守りや介助などの具体的支援が不可欠な状態になります。今回のアンケートでは、「高齢になった時に、これまでと同じように生活を続けていけるかが不安」といった声が挙がっています。

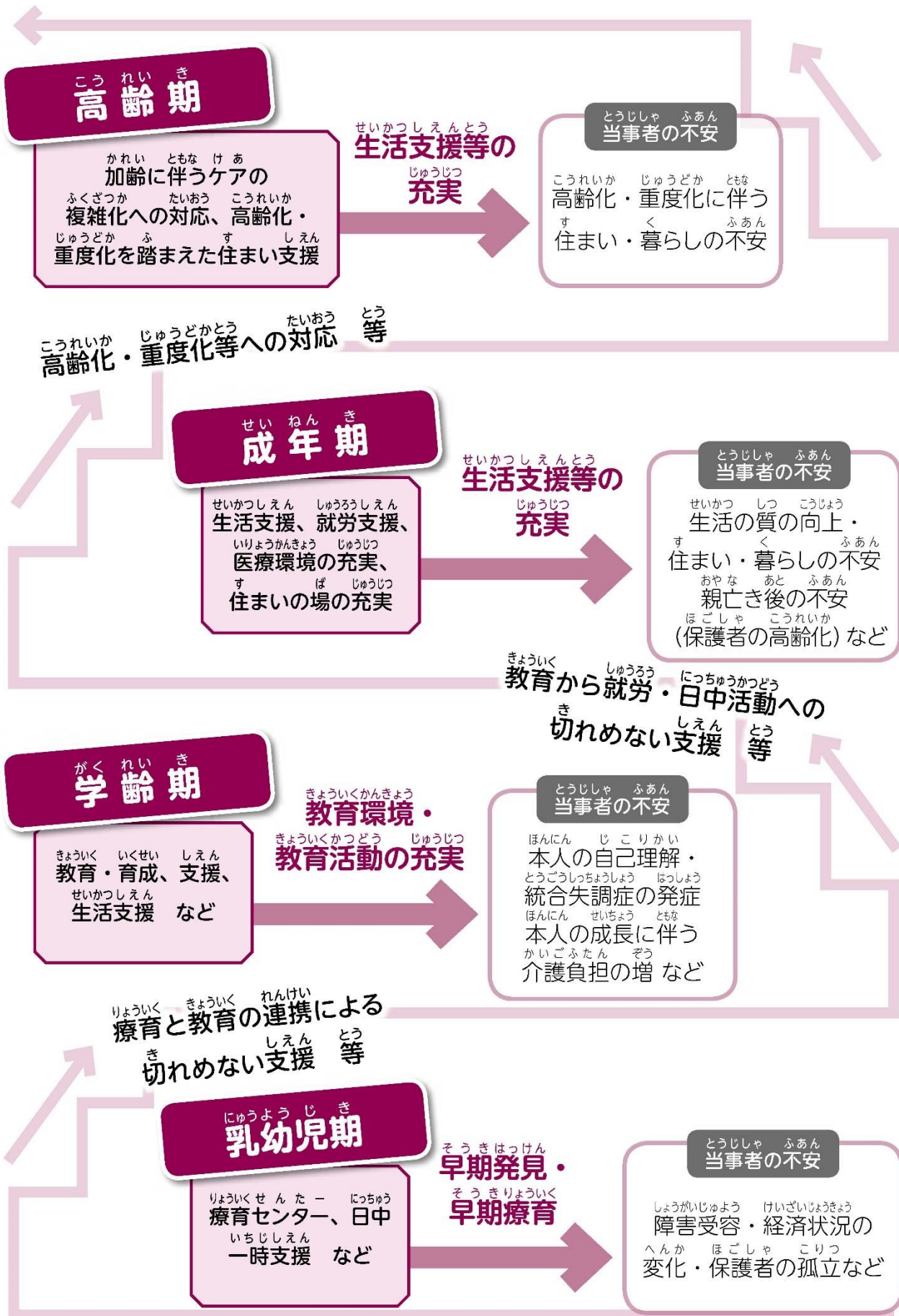
そのため、障害の原因となる疾病の予防及び再発防止の取組や、リハビリテーション等による身体機能の維持など、重度化を予防する観点も踏まえておく必要があります。

さらに、行動障害や医療的ケア等については、専門的な対応が求められており、「高齢化・重度化」と併せて取り組んでいくことが必要です。

それと同時に、**障害者本人はもちろんのこと、保護者の高齢化も視野に入れて取り組んでいくことも必要です。**これまで支えていた家族の高齢化により、障害者本人が従来通りの生活を続けることが難しくなるといったことが、今後さらに増えていくことが予想されます。

これらの問題に対応していくためには、現在の障害者の生活状況を丁寧に把握しながら、家族を含めて地域で生活していくことを支える仕組みの充実が必要です。

ライフステージを通じて一貫した支援



● 将来にわたるあんしん施策の継承

第2期では、「将来にわたるあんしん施策」として、①親亡き後も安心して地域生活が送れる仕組みの構築、②障害者の高齢化・重度化への対応、③地域生活のためのきめ細かな対応という項目を中心に、様々な取組を推進してきました。

しかし、「将来にわたるあんしん施策」の実施から数年を経た今でも、グループインタビューやアンケートからは、**親亡き後の不安の解消が求められている現状**があります。

今後も「将来にわたるあんしん施策」で確認された課題については、障害児・者や家族の方などのご意見をいただきながら、継続して取り組んでいく必要があると考えています。

また、当事者や家族のニーズをあらゆる場面で継続して把握し、その課題解決に当たっては、「将来にわたるあんしん施策」策定時の視点を継承しながらも、それにとどまらず、**広く障害福祉施策全体でとらえ、一体的に進め、様々な施策展開を図っていきます。**

障害福祉施策全体の基本的視点へと継承

将来にわたるあんしん施策の推進

- ・ 親亡き後も安心して地域生活が送れる仕組みの構築
- ・ 障害者の高齢化・重度化への対応
- ・ 地域生活のためのきめ細かな対応

施策へ転換

第2期策定時の声

「親亡き後の不安」

「家族がいるうちに将来を見据えた支援が欲しい」

「高齢化に伴って、これまで自分でできていたことができなくなる」

「住み慣れた地域で安心して生活したい」 など

4 前期3年間を踏まえた後期3年間の施策推進の方向性

第3期では、本人のライフステージを通じて一貫した支援の強化と、自己選択・自己決定のためには、個々の状況に応じた本人の主体性を獲得する力（エンパワメント）への支援が基本という視点を持って、施策に取り組んでいます。

前期3年間では、第2期の将来にわたるあんしん施策を継承し、「親亡き後の生活の安心」「障害者の高齢化・重度化への対応」「地域生活のためのきめ細かな対応」の3つの柱の施策を拡充してきました。

「親亡き後の生活の安心」として、後見的支援推進制度が18区で展開されるようになり、障害児・者が地域で安心して暮らすために必要な、日常生活の見守りや将来の不安に関する相談等を行い、平成29年12月末現在で、約1,300人の方が登録をしています。

「障害者の高齢化・重度化への対応」としては、高齢化・重度化にも対応できるグループホームとして、本市が独自で看護師等の人員体制を加配し運営しているグループホームを3か所設置していますが、今後拡大するには、運営面での財源等を確保する必要があり、国の動向を見据えながら、引き続き検討をしていきます。

「地域生活のためのきめ細かな対応」として、障害者の社会参加や活動範囲を広げることを目的として移動情報センターを18区に設置、また安心して受診することができる医療環境の充実に向け、知的専門外来を4病院で開設しました。

しかし前期3年間では、災害対策、計画相談支援の導入、人材確保等の取組が不十分であり、引き続き課題として認識し、その実現に向けた取組を推進します。

後期3年間では、平成30年4月障害者総合支援法・児童福祉法の一部改正が施行され、生活と就労に対する支援の一層の充実として、多くの新たなメニューが追加されました。代表的なものでは、障害のある方が、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、高齢化・重度化を見据え、居住支援のための機能を整備し、障害者の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点の構築や、医療的ケア児・者の在宅生活を支えるコーディネーターの配置があります。

今後も多様化・複雑化するニーズに応え、障害福祉の充実に向け、「自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、安心して、学び・育ち・暮らしていくことができるまち、ヨコハマを目指す」を基本目標とし、後期3年間も各取組を着実に進めてまいります。



よこはましこうけんてきしえん よう しょうがいしゃし えんじょうれい 横浜市後見的支援を要する障害者支援条例

よこはまし しょうがいしゃとう あんしん じつげん もくてき へいせい ねんど よこはまし
横浜市では、障害者等の安心を実現することを目的として、平成13年度に「横浜市
こうけんてきしえん よう しょうがいしゃし えんじょうれい せいてい じょうれい もくてき
後見的支援を要する障害者支援条例」を制定しました。この条例では、その目的を
たつ し ぎょうせい しみん とうじしゃ せきむ は ひつよう
達するために市（行政）・市民・当事者がそれぞれの責務を果たすことが必要である
としています。

だい き よこはまししょうがいしゃ ぶらん じょうれい きほん かくじぎょうとう と
第3期横浜市障害者プランについても、この条例を基本としながら各事業等に取り
く ちいきせいかつ おく あんしん じつげん めざ
組み、地域生活を送るうえでの安心の実現を目指します。

じょうれいほんぶん 条例本文

もくてき (目的)

だい じょう じょうれい しょうがいしゃ たい しえん とく こうけんてきしえん よう しょうがいしゃ たい しえん かん
第1条 この条例は、障害者に対する支援のうち特に後見的支援を要する障害者に対する支援に関し、
よこはまし い かし およ しみん せきむ あき し ぶつ しさく きほんてきじこう さだ
横浜市（以下「市」という。）及び市民の責務を明らかにするとともに、市が行う施策の基本的事項を定
めることにより、後見的支援を要する障害者が地域において安心して生活を営むことができる環境づくり
すいしん しょうがいしゃおよ ようご あ おやとう あんしん じつげん もくてき
を推進し、もって障害者及びその養護に当たる親等の安心を実現することを目的とする。

ていき (定義)

だい じょう じょうれい しょうがいしゃ しょうがいしゃきほんほう しょうわ ねんほうりつだい ごう だい じょう きてい
第2条 この条例において「障害者」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する
しょうがいしゃ
障害者をいう。

2 この条例において「後見的支援を要する障害者」とは、現に福祉サービス等を選択して利用すること
じょうかい じょうけんてきしえん よう しょうがいしゃ げん ふくしさーびすとう せんたく りよう
ができないため、生活を営むことが困難である市内在住の障害者であって、親等がない、又は親等が
せいかつ いたご こんなん しないうじょう しょうがいしゃ おやとう また おやとう
養護を行うことができないものをいう。

し せきむ (市の責務)

だい じょう し だい じょう もくてき たつせい こうけんてきしえん よう しょうがいしゃ たい しえんしさく こう
第3条 市は、第1条の目的を達成するため、後見的支援を要する障害者に対する支援施策を講ずるも
のとする。

しみん せきむ (市民の責務)

だい じょう しみん せいかつ ちいきしゃかい いちいん こうけんてきしえん よう しょうがいしゃ あんしん せいかつ いたご
第4条 市民は、ともに生活する地域社会の一員として、後見的支援を要する障害者が安心して生活を営
むことができるように協力するものとする。

みづ せいかつ いたご どりよく (自ら生活を営む努力)

だい じょう こうけんてきしえん よう しょうがいしゃ ひつよう しえん う ちいき みづ せいかつ いたご
第5条 後見的支援を要する障害者は、必要な支援を受けながら、地域において自ら生活を営むことに
つと 努めるものとする。

し しえんしさく (市の支援施策)

だい じょう し じつし こうけんてきしえん よう しょうがいしゃ たい しえんしさく つぎ
第6条 市が実施する後見的支援を要する障害者に対する支援施策は、次のとおりとする。

- 1) 後見的支援を要する障害者の生活に関する相談を受け、及び助言、指導等を行うこと。
- 2) 民法（明治29年法律第89号）の規定による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求を行
うために必要な支援を行うこと。
- 3) 後見的支援を要する障害者が地域において生活を営むための場及び費用の確保を行うこと。
- 4) 後見的支援を要する障害者が保有する資産の保全又は活用のための助言、あっせん等を行うこと。
- 5) 現に障害者を養護している市内在住の親等を対象として、後見的支援を要する障害者に対する支援
かん そうだん う じょうげん しどうとう いたご
に関する相談を受け、助言、指導等を行うこと。
- 6) その他後見的支援を要する障害者に必要な支援を行うこと。

だい じょうおよ だい じょう しょうがいふく
第7条及び第8条 省略



障害の表記について

「障害」という言葉については、他にも「障がい」とひらがなでの表記や「障壁」という文字での表記といった例が見られます。

過去の経緯を見ると、「障害」という表記は、昭和24年の身体障害者福祉法の制定によって使われるようになったものです。それまでは「障害」、「障壁（碍）」という表記がそれぞれ使われていましたが、「礙（碍）」という字が当用漢字の使用制限によって法律では使えなくなったことにより、「障壁」と意味が同じ「障害」という語が採用されたものです。

今回の第3期障害者プラン策定に関わるパブリックコメントでも、少数ですが「障害」の表記に関するご意見をいただきました。

それらのご意見も踏まえ、表記について検討をして参りましたが、第2期策定時に「そこだけ変えても意味がない」や「漢字や平仮名ということではなく、障害という言葉自体が受け入れられるかどうか」といったご意見が多数あったという経過や、現時点では市民の方々から変えるべきといったご意見が少ないことを踏まえ、引き続き第3期においても、これまでどおりの「障害」という表記で統一し、その表記に影響されることなく、施策を着実に進めていくこととしました。

しかし、今後も国の動向なども踏まえ、引き続き皆さんと話し合っていきたいと考えています。

